

II ヒアリング調査の結果

1 児童養護施設等に入所している子ども

実施期間：2011年7月／3回

実施場所：市内3施設（児童養護施設1、児童自立援助ホーム1、一時保護所1）

実施対象：19人（11～18歳／男7人、女12人）

（児童養護施設8人／男4人、女4人、児童自立援助ホーム3人／女3人、
一時保護所8人／男3人、女5人）

調査方法：個別面談で実施。1人20～30分の聞き取り

川崎市子どもの権利委員会による児童養護施設、児童相談所一時保護所に入所している子どもへのヒアリング調査は、今回が4回目である。第1回目（2002年）は、無作為抽出で行った子どもを対象としたアンケート用紙を施設で生活する子ども用に一部修正を加えて、アンケートへの回答をお願いするとともにヒアリングを行った。第2回目（2005年）は、第1回目と同様のアンケートを実施し、アンケート終了後、個別面談方式によるヒアリングを実施した。第3回目は、アンケートは実施せず、施設での生活や相談に関する質問を中心にシートを作成し、個別に聞き取りを行った。なお、ヒアリングにあたっては、子どもと話しやすい雰囲気を作るために、個別面談の前にゲームを行う等して、お互いの緊張をほぐすよう努めた。

今回は、義務教育終了児童等の自立を図るため児童自立生活援助事業として児童福祉法第33条の6に位置づけられている児童自立援助ホームにおいても実施した。ヒアリングに関しては、①子どもの興味・関心、楽しみ、②子どもの安心、居場所、③困っていることと子どもの相談・救済、④子どもの権利意識・条例の認知度・広報啓発、⑤子どもの意見表明・参加についてヒアリングシートを作成し、個別に聞き取りを行った。それに加え、最後に自己評価（自己肯定感）に関するアンケートを実施した。ヒアリングで得られた主な意見から施設等で生活する子どもの生活の実際や意識が確認できた。

子どもの興味・関心、楽しみと自信があること・得意なこと

（1）子どもの興味・関心、楽しみ

友達や施設職員と話をしたり一緒に何かをしたりすること、施設のスポーツ大会や行事、学校の部活等他者とのコミュニケーションを楽しいと感じている子どもが多い。学校で出かけたミュージカル見学、高校2・3年でやるファッショショーンショー、芸能人やアイドルグループの応援、ダンスの練習、恋愛、アルバイトと関連する具体的な仕事内容について話をしてくれた子どももいた。また、動物が好きとの回答もあった。室内の楽しみとしては、ぬり絵、折り紙、マンガ、読書、ゲーム、DVD・テレビ視聴、音楽鑑賞

等であった。一時保護所のように外出等の活動に制約があるところでは、施設内でスポーツをして身体を動かすことや、散歩で外に出ることを楽しいと感じている子どもも多かった。

一方、夢中になっていることや興味を持っていることはないとする子どももいた。

(2) 自信があること・得意なこと

すべての子どもから自信があること・得意なことについてヒアリングを行った。回答を整理すると以下のようになる。

①運動について

プールが好き、(得意なおよぎは) 平泳ぎ、水泳はみんなより早い、スポーツ、ダンス

②文化的な趣味について

音楽の知識は人よりある・洋楽の良さは誰よりわかる、お裁縫がちょっとだけ得意、工作

③勉強・学習について

英語の単語を暗記すること、勉強がそこそこできる

④情報機器の操作

パソコン

⑤家事・手伝いについて

料理、料理がまあ得意。

⑥コミュニケーション、性格について

- ・自分の自信があるかないかは自分では評価できない。
- ・自分は人に何でも言えて、何でも言い返せることができる。他人が言い方が悪いときは注意をする。
- ・学校で「明るい」って言われる。
- ・肩もみが上手といわれる。
- ・周囲とうまくやっていける、場を盛り上げる。
- ・誰にでも接することができる。人一倍声が大きいこと。
- ・今までネガティブ思考だったけど、自分の考えを出せるようになった。

子どもの安心、居場所

施設内では、みんなで一緒に過ごせる場が楽しくてホッとすると言える子どもと、自室で一人になれる時がホッとすると言える子どもの両方があった。大部屋については、ホッとできる場所と答える子どもがいる一方、「多人数なのでゆっくりできない」「けんかももあるけど生活は一応できている」「自室が一人部屋ではなくホッとできる感じではない、他の子となじめない、一人になりたいときがある」と答える子どももいた。自室については、自分のベッドやふとんのなかとする子どもが多数いる。「おふとんがふわふわしているから寝ているときが幸せ」「好きなことをやれる」「ひとりでいたいこともあるので自分の部屋は落ち着く（一人部屋の子ども）」とその理由が述べられている。他に

は、心理士と一緒にプレイルームで過ごす時をあげる子どももいた。全般的には、親や兄弟姉妹に会いたいとの想いを述べるものもいるものの、「全体的な居心地が良い」「きついこともあるけど自分に合っていると思う」等、施設では、安心して生活ができていると回答する子どもが多い。

施設以外の場所では、学校や教室が一番居心地の良い場所とする子どもが多かった。理由は、担任の先生との関係の良さ、友達がいること、部活動等といったことが心地よさを感じる訳となっている。

子どもの意見表明

(1) 施設内で意見や要望を言える仕組み

まずは、「職員に話す」「職員にストレートに言っている。言えば聴いてくれると思う。」「みんなで集まって話し合う」といったように、職員に直接話をしたり、みんなで話し合うといった回答があった。

仕組みとしては、今回ヒアリングを実施したすべての施設に用紙に書いて提出するといったものがあった。たとえば、「ホームルーム用紙に困っていることや要望を書く」「意見箱が設置されている」「ポストのような箱が設置されており、紙に要望等を書いて投函する仕組みがある」といったものである。このような仕組みは、「わからない」と回答する子どももいたが、概ね理解されているようだった。利用については、あまり使っていない現状も見受けられた。理由に関しては、「先生に直接言う」「組の中で年長者に伝えて先生と話し合いをしてもらう」といった口頭で伝えるためとする回答がある一方、「先生に言える子と言えない子がいる」「直接施設の先生に言うと、何か言われるので、おとなには言いにくいから子どもに言う。心理の先生はいるけど、言いにくい。児童相談所の人が来たときに言ったりとか。」と施設内の職員に直接言いづらいと考える子どももいた。他には、「効果がない」「無駄だから」「がまんするのでストレスがたまる」「利用したことではない。みんな活用していないと思う。ここでは特に言うことがないし、あったとしても言わないと思う。」といった回答もあった。

仕組みについて「どのように活用されていますか」との質問には、「3か月に1度、話し合う時間があるが、問題が改善されない」「色々な問題について話し合ったが、改善されなかった」と問題がなかなか解決されない様子や、「(以前は) 集まって話し合いをしていたが、今はやらなくなった。」「最近忙しくて開かれてない」と近頃は仕組みがうまく機能していない様子もうかがえた。他には、「イエローカード(権利擁護委員)があつて、前の施設で利用した。ここでは利用したことはない。おとなが鍵を開けて、それを見て、おとな同士が話すので、意味がないと思う。」といったように、誰が開封して読むのか、どのように解決策を話し合うのかといったことに疑問を示した子どももいた。

(2) 誰かに言いたいこと・伝えたいこと

「誰かに言いたいこと・伝えたいことはどんなことですか」との質問に対しては以下のような話をしてくれた。

自分の現状に関する事では、「家族と話したい。小さい頃に別れた家族に会いたい。」といったものや、両親に「元気で生活してることを伝えたい。」、友達に「友だちと話したい。何も言わずにここに来たので、大丈夫だと伝えたい。」という回答があった。

感謝の気持ちとしては、中学のときの先生に「高校に入学できたのは先生のおかげ」といったものや、施設の先生・職員に「ありがとうと伝えたい。お世話をなっているから。」という気持ちを述べてくれた。

傷ついた気持ちとしては、「ある先生に怒られたときに物を投げつけられたこと、ある先生が怒るときに発した言葉にすごく傷ついたこと」について、施設長に話をしたかったが、話せなかっことについて語ってくれた。また、「悪いことしたら怒られるのはわかるけど、言っちゃいけないこと（傷つく言葉）は言わないで。」といった話もあった。

要望事項としては日常生活に関するものが多かった。たとえば、「部屋がうるさいから部屋替えしてほしい。」「ごはんをちゃんと作ってほしい。」「携帯電話を持たせてほしい。」といったものであった。「他の施設と関わるなと言ったり、男の子と仲良くすると、引き離す。お互いの話をちゃんと聞いてほしい。」といった回答もあった。

施設内の規則やルールについては「施設の偉い人が変わるとルールも変わる。職員が児童相談所や外からの目を気にするやり方だった。それが子どものためになっているのかなと思う。」といった指摘もあった。

進学については、「高校に行きたくてもお金の面で行けない子がいる。本人が高校に行くことを希望するなら、行かせた方がよいと思う。」と周囲の友達が高校進学を断念した経緯からの発言もあった。

自分の気持ちを人に話すことについては、「言いたいことは、結構言ってきてている。相手も聞いてくれる。」「昔はあったが、人に話したらすっきりした。（どんな話？）暴力を振るう子がいて、先生に話したら、その子を怒ったら解決した。」「相手の気持ちを考えるといつも言いたくても言えなくてため込んじやってたけど、最近言えるようになった。」といったものがあった。

子どもの相談・救済

(1) 困っていること（心配・不安・悩み）

大きく分けて5つの困っていること（心配・不安・悩み）があげられた。1つは施設のことである。2つは学校についてである。3つは進路についてである。4つは家族との関係について、5つは今後の生活への不安についてである。

1つは施設のことであるが、そのなかには施設の職員との関係、施設内の決まりごと（規則）への不満があげられる。施設の職員との関係では、先生と気が合わなかったこと、言い方や言葉遣いがあげられる。特に言っちゃいけないと感じていることを言われたときや憐みの表現をされることについては敏感に反応している様子がうかがえる。他の子どもの言動に困ることがあるという子どもがいたが、職員に相談して解決していた。食事やお風呂等の時間が限られているにもかかわらず、時間的に余裕がある子が協力し

てくれないといった声もあった。生活面については、学習で使う教材が古く学校に戻ったときに勉強についていけるか不安、部屋に机がないのが不便という声や、携帯電話が使えず友だちと連絡が取れない、テレビの録画をしてもらえる時間が限られている、といった施設生活のルールについての声もあった。ルールについては、理由を説明されている場合と説明されていない場合があった。

2つは学校についてである。部活動や人間関係が主な理由である。

3つは進路についてである。学費の不安により大学や専門学校への進学を断念せざるを得ないことが何人かから聞かれた。

4つは家族との関係についてである。兄弟姉妹や親との関係について話してくれる子どももいた。

5つは今後の生活への不安についてである。これから施設で他の子とうまくやっているか、将来は家族と暮らせるようになるのか、といった今後についての不安を話す子どももいた。そのようなときは、職員と話をして気を紛らわすという子どももいた。主に一時保護所で生活する子どもたちからこのような不安の声が聞かれた。

(2) 子どもの権利ノート

「子どもの権利ノート」とは、施設に入所する折、これから的生活に向けて、施設とはどんなところなのか、いじめや暴力、セクハラから守られるのか、高校への進学はできるのか、困ったときどうすればよいか等が記載されている小冊子である。川崎市人権オンブズパーソン行きの相談ハガキもとじこんである。(一時保護所では、配布していないため質問をしていない。)

子どもの権利ノートの配布については、「ある」「持っている」「たぶん持っていると思う」「さがせはある」「聞いたことがある。小さい頃、児童相談所で見せてもらった」等と多くの子どもが配布について覚えているとともに所持していると思うと回答した。一方、「見たことがない」「なくしちゃった」「配布されていない」と回答する子どももいた。印象に残っている内容に関しては「ない」「中身は忘れた」「あまり覚えていない」「あまり読んでいない」等ほとんどの子どもは記憶にとどまっていなかった。活用したことはありますかという質問に対しては、「ない」と回答する子どもがほとんどで、「前の施設でもし配されていたのならば、そのときに活用したかった」(*前の施設は川崎市外)と回答した子どももいた。

(3) 子どもの相談・救済機関

人権オンブズパーソンについては、施設において人権オンブズパーソンより直接説明を受けている子どものほとんどが知っていると回答した。「ひとりで悩んでいないで電話してね」と言われたとその時の様子について語ってくれる子どもや、施設に入所していた時に人権オンブズパーソンから説明を受け「いい人だった」と印象を語る子ども、実際に人権オンブズパーソンに相談したことがあるという子どももいた。その他の相談機関等については、児童・青少年電話相談、中部児童相談所、教育相談、虐待防止センター、スクールカウンセラーについて知っていたり、なかには、「全部知っている」「インター

ネット問題相談以外全部知っている」と回答する子どももいた。一方、人権オンブズパーソンより直接説明を受けていない子どもは、人権オンブズパーソンをはじめ、川崎市で利用できる相談機関を一つも知らないとする回答も多かった。

相談カードについては、多くが学校で配布されたと答えており、「何かあったり悩んだりしたときに相談してね」との説明を受けたことを何人かが覚えているものの、配布時に説明を受けていると回答した子どもは少なかった。「何かあったら相談しようと思いますか」という質問に対しても、「思う」「何かあったらしようと思う」と回答する子どももいたが、「そうゆうのがあるんだな～」「相談することはない」と回答する子どももいた。「思わない」と答える子どもも多かったが、その理由は、「悩んでる子と思われて対応されるのがいや」「気を遣われたくない」「あまり人に言わない」「自分からは相談しない」「電話しようと思ったことはない」「知っている人に相談した方がいい」「施設で相談できる先生はいるから、いい」「施設の人や児童相談所等相談できる人がいるから」といった回答だった。「(電話は) 誰にかけるか確認してからしか施設からはかけられない。公衆電話でかけても、後でお金の使い道を聞かれる。」といった回答には、施設における相談機関利用の課題も見られた。

子どもの権利条例の認知度と広報のあり方

(1) 子どもの権利条例の認知度

川崎市子どもの権利条例については、「知らない、聞いたこともない」「パンフレットを見たことない」と回答する子どももいたが、多くの子どもは「知っている」「パンフレットはよく配られている」「学校で権利の勉強をしたことがある」「パンフレットを見たことがある」と回答した。学校や施設におけるパンフレットの配布が知る機会となっており、「高校で学校の先生からパンフレットを配布され、目を通すようにと言われた」との回答もあった。学校における配布のタイミングは、授業であったり、なかには「中学のとき学校で、夏休みの宿題で人権作文が出たときにこういうのをみたらと渡された」と話をしてくれた子どももいた。

子どもの権利で印象に残ったもの、大事だと思うものについては、「子どもの権利を必要な人(子ども)はたくさんいるので必要だと思う」「自分の権利もあるんだなと思った。ありのままの自分でいる権利が印象に残る」「ありのままでいる権利が一番いいかな。今はありのままでいられている。自分で決める権利には興味がある。」「ありのままの権利がいい」「ありのままの自分でいる権利」「自分を守り守られる権利」「自分を豊かにし力づけられる権利」「安心して生きる権利」「安心して生きる、守ってもらえる権利」「全部大事だと思う」と答えてくれた。それに関連してどう思ったかという質問のなかには、「学校での権利学習で、ひとりひとりを尊重することが大事と教わり、なるほどと思った」という感想を話してくれた子どももいた。他には、施設内で持ち物を勝手に見られることへの不満、ある先生に怒られたときに物を投げつけられたこと、ある先生が怒るときに発した言葉にすごく傷ついたこと、親から物を投げつけられたりした経験から人

にはそのようなことや傷つく言葉を発したことなく、親に叩かれていたから守られる権利っていいなと思ったこと等具体的に話をしてくれた。条例を初めて知った子どもに感想を聞くと「条例があるのはいいと思うけど、あまり期待しない。これがあることによってどう変わるのかわからない。こういうのもあるんだなという感じ。」「ここに来てみると、今は（これらの権利が）あてはまるなと思う。」と話をしてくれた。

（2）子どもの権利条例の広報のあり方

川崎市子どもの権利条例を子ども達に広く知つてもらうための工夫として、広報のあり方やパンフレット、権利学習、権利教育について、次のとおり、たくさんのアドバイスをいただいた。

①パンフレットの内容について

- ・パンフレットにキャラクターを載せて見やすくする。
- ・文字が多いので、小学生にもわかりやすいように、絵を増やしたり、マンガや絵本のようをする、ひらがなを多くする。
- ・背景に模様が入っていないページにも模様を入れるとよい。

②パンフレットの配布について

- ・パンフレット、チラシを学校で配ること。
- ・道で大人に配ること（おとなに知つてもらうため）。
- ・地域に任せて広くみんなに配つてもらつたらよい。
- ・被害を受けている人に配る。（言葉の暴力とか）
- ・パンフレットだけでは自分から読もうとは思はないので、学校で配るときに先生が読んで説明してくれるといい。
- ・学校で配つても読まないし、どこで配つてもだめだと思う。

③権利学習、権利教育について

- ・授業や講演会（で説明する）。
- ・この間学校の総合の時間で講師の人が来た（国境なき医師団）。12月にいじめをなくすための研究発表をやる。
- ・全校で必ず道徳の授業でやる。年齢に応じて義務化する。小学生には理由を教えて、中学生には考えさせたりするといいんじゃないかな。
- ・実際パンフレットを見ると、わかりやすいと思う。
- ・学校でビデオ教材を流すとか。子どもが出演して。
- ・施設で話すのは、配るよりは効果的。
- ・小さな施設より、大きな施設で権利の話をした方がいいと思う。
- ・みんな目を通さない。先生が説明しても長い。

④その他

- ・配られても当てにしないし、読まない。一般的な子でそこまで困っている子がいない。
- ・施設の子は見てわかるから、普通の家庭の子は見ない。
- ・パンフレットを配られて変な特別扱いされたくない。

・「第〇章」というのは、ゲームみたいで面白い。

自己評価（自己肯定感）

19人の子ども全員に質問紙形式で自己評価（自己肯定感）に関するアンケートを実施した。

「ありのままの自分でいいんだと思う」といった質問に関する回答は、「いいえ」1人、「どちらかといえばいいえ」0人、「どちらかといえばはい」9人、「はい」9人であった。

「最近は、安心して（ホッとして）生活が送れている」といった質問に関する回答は、「いいえ」0人、「どちらかといえばいいえ」1人、「どちらかといえばはい」7人、「はい」11人であった。

「自分を信頼してくれている人がいると感じる」といった質問に関する回答は、「いいえ」0人、「どちらかといえばいいえ」1人、「どちらかといえばはい」5人、「はい」13人であった。「どちらかといえばはい」「はい」と回答した人に「それは誰ですか」と聞いたところその内訳は、「親」3人、「兄弟姉妹」6人、「友達」16人、「学校の先生」6人、「施設の先生」9人、「その他」（彼氏）1人であった。

「困っていること（心配していること、不安なこと、なやみ）を聴いてくれる人がいる」といった質問に関する回答は、「いいえ」0人、「どちらかといえばいいえ」0人、「どちらかといえばはい」5人、「はい」13人で、一人無回答のものがいた。「どちらかといえばはい」「はい」と回答した人に「それは誰ですか」と聞いたところその内訳は、「親」3人、「兄弟姉妹」6人、「友達」16人、「学校の先生」6人、「施設の先生」9人、「その他」（彼氏）1人であった。

「今の自分に自信がある」といった質問に関する回答は、「いいえ」0人、「どちらかといえばいいえ」7人、「どちらかといえばはい」6人、「はい」6人であった。

「自分はいろいろうまくやれていると思う」といった質問に関する回答は、「いいえ」1人、「どちらかといえばいいえ」6人、「どちらかといえばはい」7人、「はい」5人であった。

表1. 自己評価（自己肯定感）アンケート結果（N=19）

	いいえ	どちらか といえば いいえ	どちらか といえば はい	はい
1. ありのままの自分でいいんだと思う	1	0	9	9
2. 最近は、安心して（ホッとして）生活が送れている	0	1	7	11
3. 自分を信頼してくれている人がいると感じる	0	1	5	13
4. 困っていること（心配していること、不安なこと、なやみ）を聴いてくれる人がいる	0	0	5	13
5. 今の自分に自信がある	0	7	6	6
6. 自分はいろいろとうまくやっていると思う	1	6	7	5

表2. 信頼してくれている人、困っていることを聴いてくれる人（いる場合の内訳）

(3・4ともにN=18)

	親	兄弟 姉妹	友達	学校の 先生	施設の 先生	その他
3. 自分を信頼してくれている人がいると感じる	3	6	16	6	9	1 (*1)
4. 困っていること（心配していること、不安なこと、なやみ）を聴いてくれる人がいる	3	6	13	6	10	1 (*2)

*1、2：ともに彼氏

まとめにかえて

児童養護施設、児童自立援助ホーム、児童相談所一時保護所で生活している子どもでは、置かれている状況や環境が異なるため、一律に考えることはできないが、こうした施設等で生活している子どもの実態や意識の一端が見えてきた。今回は、児童自立援助ホームで実施することができたことの成果もあった。

子どもの興味・関心・楽しみについては、施設の職員との会話や施設の行事を楽しみにしている様子もうかがえた。一時保護所のように外出等の活動に制約があるところでは、散歩で外に出る機会を楽しみにしている子どもも多かった。自信があること・得意なこと

に関してはヒアリングの最後に全員に回答してもらった。特にないと回答した子どももいたが、丁寧に聞き取りを行った結果、それぞれが、多様な分野について語ってくれた。

子どもの安心・居場所については、第3回目のヒアリングの結果でも明らかになったように、一人でいることができる時間、場所の確保が必要であることについてもあらためて確認した。

施設内で意見や要望を言える仕組みについては、直接職員や友達に伝え解決していくという方策をとる子どもが多く、意見・投書箱のような仕組みが活用されていない実態も明らかとなった。このような実態を踏まえ、匿名性、信頼性のある仕組みと解決方法を確保しておくことの重要性をあらためて確認したい。誰かに言いたいこと・伝えたいことでは、長い間誰にも言えず心に留めていたものを今回子どもの権利委員会の委員に話せたことですっきりしたと話してくれる子どももいた。

困っていることに関しては、前述のように大きく5つの困っている（心配・不安・悩み）ことがあげられた。近年、児童養護施設等を退所後の孤独感・孤立感、経済的問題が注目されているが、進路や家族との関係を含め今後の生活への不安が増大している様子もうかがえ、入所中だけではなく、退所後のフォローの重要性も確認したい。子どもの権利ノートについては、配布されていたとしても、中身を記憶しているものや活用しているといった回答は少なく、配布時および継続した解説が求められる。子どもの相談・救済機関については、施設において人権オブズパーソンより直接説明を受けていることが、記憶への定着に影響するだけではなく、実際の相談につながることも明らかとなった。相談カードに関しては、子どもがSOSを安心して発信することができるよう、学校を通じての配布時に教員から丁寧な説明していただくことが重要となる。

条例の認知度に関しては、学校や施設における権利学習、権利教育が大きく影響しているということができる。条例について知らないと回答した子どもにも、パンフレットを提示し簡単な説明をすると、さまざまな印象についての回答とともに、実際の生活との関連で具体的な話してくれる子どもが多かった。条例の広報については、パンフレットや広報のあり方、権利学習、権利教育について具体的な提案をしてくれた。

ヒアリングについてどのように感じたか聴いてみたところ、「最初は緊張したが、思っていることが話せたので良かった。」「正直なことを言える人がいなかったので、今日は言えて良かった。気持ちが軽くなった。」と話してくれた子どももいた。子どもの権利委員会という公的な子どもの権利モニタリング制度が行うヒアリング調査の有効性の一側面についても、あらためて確認できた。